

安全な農産物を食卓へ～GAP手法に関する意見交換会～議事概要

日時：平成19年10月24日（水）14：00～17：00

場所：岡山コンベンションセンター（岡山市駅元町14-1）

参加人数：95人

■議事次第

1 開 会

2 挨拶

中国四国農政局 消費・安全部長 和田 務

3 GAP手法についての情報提供

(1) GAP手法（農業生産工程管理手法）の導入・推進について

中国四国農政局 消費・安全部 安全管理課 課長補佐 福田 雄一

(2) GAP手法の取組状況について

・雲南農業協同組合（島根県雲南市）

雲南農業協同組合 営農マーケティング事業部 園芸課 景山 良一

・三木町いちご生産グループ（香川県三木町）

香川県東讃農業改良普及センター 主査 上原 啓介

(3) 食品事業者から見たGAP手法について

(株)フレスタ 商品本部 Bimi 開発室 室長 波木 明成

4 パネルディスカッション及び意見交換

【コーディネーター】

中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課長 白垣 龍徳

【パネリスト】

雲南農業協同組合 営農マーケティング事業部 園芸課 景山 良一

(有)だんだんファーム掛合 統括チーフ 小田 達雄

香川県東讃農業改良普及センター 主査 上原 啓介

(株)フレスタ 商品本部 Bimi 開発室 室長 波木 明成

岡山県消費者団体連絡協議会 幹事 前場 早苗

中国四国農政局 消費・安全部 安全管理課長 渋谷 哲雄

5 閉 会

■ 配付資料

- 資料1 「GAP手法（農業生産工程管理手法）の導入・推進について」
- 資料2 「水耕野菜「みどりちゃん」GAPの取り組み」
- 資料3 「実需者のニーズで始まった香川のGAP」
- 資料4 「食品事業者から見たGAP手法について」

■ 参考配布

- ・「さあ、始めましょう！農作業の工程管理(GAP)のすすめ」（パンフレット）
- ・基礎GAP（施設野菜）〔生産者用〕
- ・GAP手法に関する意識・意向調査結果概要
- ・トレーサビリティはもう常識！（パンフレット）
- ・食品安全エクスプレス（リーフレット）
- ・食の知っ得講座（リーフレット）
- ・PFCバランスの優れた日本型食生活で食料自給率アップ（リーフレット）
- ・野菜・果物に関するシンポジウム（リーフレット）
- ・アンケート



■ 議事概要

1 パネルディスカッション発言要旨

【生産者】

小田（農業者）

- 産地として消費者の信頼を得るためにどのような取組を行えば良いか考えた結果が、GAPとなった。
- GAPは手洗いなど基本的で当たり前のことを行うものと認識している。
- GAPの導入により資材や人的コストがかかる。生産資材価格の上昇や野菜価格が下がるなど厳しい農業情勢の中、取組む生産者の努力を理解して欲しい。
- 大規模な生産法人と小規模な生産者が一緒にGAPに取り組むことによっ

て、地域に一体感が生まれた。

景山（JA）

- 消費者の信頼があって産地が成り立つものと考えており、GAPの取組を進めることが長い目で見て価格や取引に反映されるものと理解。そのためには、流通業者、消費者の認知度を向上させることが重要である。
- 地域として取り組むことが流通業者等の理解や取引の点で重要であり、周囲の生産者を取り込むリーダーが不可欠。

上原（普及指導員）

- 実需者からの指摘により始まった取組であるが、危害要因となる微生物汚染について、実際にイチゴ生産者の手の検査を行い、汚染状況を数値として提示することにより理解していただくことができた。
- 香川県では小規模で、高齢な農業者が多く、生産者の反応も解らないが半数以上、そこまで必要なら生産を止めるという者も一部いた。普及は簡単ではないとの認識。国の基礎GAPを咀嚼した形で少しずつ進めるしかないとの認識。
- 三木町で導入できたのは、若い生産者グループであったことと、代表者の理解があり、普及員と現場が一緒になり危害分析に取り組めたことによるもの。

【食品事業者】

波木（食品事業者）

- 提供する商品の安全性は流通業者として基本的なことであると考えており、その中でGAPにより生産された農産物の商品価値はあるのではないかと。一方で、地域の流通業者として、地域の農家とのつながりを重視して地域ブランドを展開しており、こうした商品展開の中での一つとして位置づけになると考える。
- 普及の進んでいない現時点では、表示等による付加価値は望めないが、将来的に認知度があがれば若干の高値で取引される可能性もある。
- GAPがHACCP手法の農業版であれば、水耕等施設による管理は容易であるが、しかし、安全性の過度な追求は、大手資本による参入、生産者の困り込みが顕著になり、この動きに対応できない生産者は、市場から淘汰されるなど地域の流通業者としては危惧すべき問題があるのではないかと。

【消費者】

前場氏（消費者）

- 消費者の認知度は低いのが現状である。
- GAPは安全性の確保のために生産者自らが計画、点検し見直しを行っていく積極的な手法と理解。

- G A Pに取り組みられている生産者の農産物であれば消費者として選択したいが、認証等マークなど知る方法が必要ではないか。
- 価格は個々の消費者の判断であるが、生産者の努力については一定の支持が受けられるのではないか。

【行政】

澁谷（農政局）

- G A P手法により生産された農産物の認証等については、生産物に直接表示できなくとも販売段階の工夫で消費者へP Rできるのではないか。いずれにせよ今後の課題と認識している。
- 国として平成23年度までに全国の主な2000産地への普及を目指しており、普及指導者の育成、産地への交付金などの支援を実施。また、J A雲南の取組のように高い志を持って取り組む生産者の取組を、本意見交換会や説明会を通して広く紹介し、消費者等への普及啓発に努めていきたいと考えている。

2 会場参加者を交えての意見交換発言要旨

（食品事業者）

- 国が推進しているG A Pは、安全性を過剰に求めていると感じる。国としての目的が明確になっていないのではないか。

澁谷（農政局）

- G A P手法は、収穫後に検査を行う方法よりも、生産の各行程を記録・点検する方がより効果的に安全な農産物を生産できるとともに、消費者や食品事業者への説明や問題が起こった時の原因究明に役立ち、コスト低減にもつながる有効な手法であり、消費者や食品事業者の信頼確保を目的として取り組むものである。

（地方自治体）

- 行政としてG A P手法のP Rに苦慮しているところであるが、どのような手法をとれば最も消費者に対する認知度が高まるか。

前場（消費者）

- 消費者は説明会だけでは実感がわからない。店頭で実際に商品を手にとって見て同時に説明をしてもらうことが、認知度を高める最も効果的な方法と考える。ポスターやチラシなどでも良いので、店頭にあると良い。

以上